

事務所だより 2025 年 11 月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel：090-7490-7396

Fax：0797-78-6488



菊花の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、10/30 に血液検査に行きました。頭と顔以外で、引っかかっているところが『LDHコレステロール』いわゆる悪玉コレステロールです。

最近の数値は↓の感じです。

検査月	2022/10	2023/8	2024/9	2024/12	2025/3/	2025/7	2025/10
測定値 (mg/dL)	142	131	163	195	186	167	189

2024/12/12 に胃カメラと大腸の内視鏡検査をしてもらいました。そのときに胃と大腸は、『全く問題なかった』（強調しておきます）のですが、悪玉コレステロールが引っかかり、3ヶ月ごとに血液検査で経過観察となってしまいました。

もともと基準値に収まってはいないのですが、改めて見ると急上昇していますね（金運や仕事運もこれ位急上昇すればいいのですが(^;))。お酒の飲みすぎか運動不足か…。確かにお酒は2023年の夏ぐらいは、毎日飲んでいたので心当たりがあると言えます。ただ、今年の確定申告が終わってからは、反省(?)して休肝日を作るようにしていました。そのせいか、今年の7/3の検査では数値が下がっています。いい気になって、きちんと休肝日を設けて食事もう気を付けて、いざ今回の検査に臨みました。

それが、なんと！数値が増えているではないですか！！衝撃です。本当に信じられませんでした。3ヶ月に1回とは言え病院に行くのは時間ももったいないので、早く卒業したくて、す

ごく頑張ったのに(T_T)。

今回は、栄養士に食事の指導を受けて（普段の食事は問題ないと言われました）、念のため3ヶ月後、腹部エコーを撮って脂肪肝かどうかの検査をされると言われて帰ってきました。もうこうなったらヤケ酒です(>_<)。

では、事務所だより11月号をお送りします。夏から急に冬になりました。皆様は、くれぐれもお身体にはお気を付けください。

地方の大会で超～久しぶりに3位に入りました。入賞者での記念撮影、自分だけどこを向いているのやら。せっかくなのに、トホホです(;_;)。



☆ お知らせ（2025 年 11 月の税務）

期 限	項 目
11 月 10 日	▶ 10 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11 月 17 日	▶ 所得税の予定納税額の減額申請
12 月 1 日	▶ 所得税の予定納税額の納付（第 2 期分）
	▶ 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
	▶ 9 月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
	▶ 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 3 月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
	▶ 消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 消費税の年税額が 4,800 万円超の 8 月、9 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告（7 月決算法人は 2 ヶ月分） ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 個人事業税の納付（第 2 期分）（11 月中において都道府県の条例で定める日）

今年の年末調整は、給与所得控除、基礎控除額や特定扶養親族に改正があり、とてもややこしいです。先月にもお願いしましたが、「**生命保険料控除証明書**」「**地震保険料控除証明書**」「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」など、各種証明書のご準備をお願いします。

特に『扶養控除等申告書』の記載は正確にしてくださいようお願いします。
年末調整や確定申告に際して、大切な書類になります。よろしくお願いします。

他にも従業員の方の住所が変わっていないか、扶養親族の状況に変更はないか、ご確認いただきますようお願いいたします。

☆ インボイス制度に関する Q & A

◆ 「インボイス制度に関する Q & A」

インボイス制度開始に際し、「インボイス制度に関する Q & A」が公表され、例えば、適格請求書に記載する名称については、電話番号を記載するなどし、適格請求書を交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません、などと解説されていました。その後、何度もの追加や改訂がなされていますが、改めて確認しておい

たらよさそうなものをいくつか拾ってみました。

◆ 領収書にURLを表示

適格請求書は、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、電磁的記録を含む書類全体で、適格請求書の記載事項を満たせばよいことになります。領収書等にインターネット上のURLを表示しておき、そこにアクセスすることで適格請求書の記載事項として不足する事項が補完されるのであれば、適格請求書の記載事項を満たすこととして差し支えありません。

◆ インボイス交付義務は一度限り

後日、レシート亡失の顧客から再交付を求められる場合、商品の販売時に適格簡易請求書を交付しているのであれば、一義的にはその時点で交付義務を果たしていることになるので、後日の交付請求で再度交付義務が生じることはありません。

◆ 口座振替事務所家賃のインボイス

事務所を賃借し、口座振替により家賃を支払っているような場合、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されていて、口座引落とし通帳を併せて保存していれば、仕入税額控除の要件を満たすことになります。

『インボイス制度に関するQ & A』、全部で130問ありますが、ご一読をお勧めします。

☆ 社会保険加入対象の拡大

◆ 年金制度改正法可決・成立

年金制度改正案が6月13日に国会で通ったことで厚生年金保険・健康保険の適用拡大が決定しました。この改正によりパート・アルバイトなどの社会保険加入対象の範囲がさらに拡大されます。今後の具体的な内容を見てみます。

◆ 企業規模要件の縮小・撤廃

現在、社会保険加入の企業規模要件は、従業員数51人以上の企業に勤務している週の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者です。2027年（令和9年）10月以降は企業規模を段階的に縮小し、2035年（令和17年）10月には完全撤廃になります。

◆ 賃金要件の撤廃

「年収106万円の壁」として意識されていた、月額8.8万円（年収106万円）の要件も撤廃となります。撤廃の時期は、改正法の公布から3年以内の政令で定める日とされていますが、最低賃金1,016円以上の地域で週20時間以上働くと年額換算で約106万円となります。よって全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて判断されます。

◆ 個人事務所の適用対象拡大

現在5人以上の従業員を使用している法定17業種（弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業等）の個人事業所が社会保険加入対象になっています。今回の改正では、法定17業種に限らず常時5人以上の従業員を使用する全業種の事業所が適用対象となります。ただし施行時点の2029年（令和11年）10月に既にある事業所は当分の間対象外です。

◆ 支援策は？

この改正で加入拡大の対象となる短時間労働者を支援するため、3年間、特例的、時限的に保険料負担を軽減する措置が実施されます。対象となるのは従業員数50人以下の企業などで働き、企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となる、標準報酬月額が12.6万円以下の短時間労働者です。

また、正社員化や労働時間の延長や賃金アップに取り組むことで支給される助成金もあります。

☆ 最低賃金引き上げ 助成金などは？

政府の「新しい資本主義実現本部」はこのほど、最低賃金の引上げに伴う国の支援策について発表しました。すべての都道府県の地方最低賃金審議会が答申を取りまとめられ、引上げ額は過去最大の66円となり、全国加重平均が1,121円となったことを受けたもの。主に生産性向上に取り組む中小事業者への支援策を強化する内容です。

最低賃金引上げへの対応については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」「経済財政運営と改革の基本方針2025」（いずれも6月閣議決定）に基づき、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」のなかで、価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M&Aを通じた経営基盤の強化などの施策を総動員することとしています。今回はその一環として、生産性向上の支援策を強化しています。

最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対する当面の措置として、助成金・補助金の対象を拡大し、要件を緩和するなどの措置を講じるとしています。今回の支援策の対象となるのは、厚生労働省の「業務改善助成金」と、経済産業省の「ものづくり補助金」「IT導入補助金」「中小企業省力化投資補助金（一般型）」。

業務改善助成金は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者を対象に、それに要した費用の一部を助成します。支援策では、補助金の支給対象となる事業所を拡大するとともに、賃金引上げ計画の事前提出を省略可能とします。

経産省の3補助金についても、要件を緩和して対象となる事業所を拡大。採択審査での加点措置を実施するなどの優遇措置を講じます。